平成２３年（フ）第２４６８号
札幌市西区八軒９条東２丁目２番22号
債務者　有馬　純三
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５２４号
札幌市中央区北４条西25丁目１番20―305号
債務者　山本あけみ
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５２５号
札幌市中央区北４条西25丁目１番20―305号
債務者　山本　　希
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５４７号
札幌市東区東苗穂11条２丁目16番16号　かえで33―202号
債務者　中野　教雄
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７０３号
札幌市手稲区稲穂１条３丁目４番20―511号
債務者　久米　恵子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８４４号
札幌市西区西町北19丁目１番１―613号
債務者　江良三喜男
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８４５号
札幌市西区西町北19丁目１番１―613号
債務者　江良　久子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８４６号
札幌市中央区南９条西９丁目１番22号
債務者　田中奈奈世（旧姓小野・後藤）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８５４号
札幌市厚別区厚別南２丁目19番１―608号
債務者　大崎　慎平
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８７５号
札幌市南区簾舞１条４丁目８番１号
債務者　田口　　力
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８８８号
札幌市白石区菊水元町１条４丁目１番34―102号
債務者　岡元　美子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９１６号
札幌市西区発寒12条２丁目２番34―101号
債務者　杉森　洋介
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９２７号
北海道千歳市大和４丁目１番15―Ｂ―508号
債務者　辻本　伸子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９３２号
北海道千歳市高台５丁目５番13号
債務者　加藤　　梓
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９５７号
札幌市白石区北郷１条１丁目３番４号
債務者　大西　弘子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３００３号
札幌市白石区本通10丁目南８番13号　ハイツＳ―201号
債務者　瀬川　晴美
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３００６号
札幌市手稲区曙12条１丁目１番７―606号
債務者　門前　裕一
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０４４号
札幌市北区北38条西８丁目２番18―107号
債務者　亀本　則幸
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部